

**これからの学校図書館担当職員に求められる
役割・職務及びその資質能力の向上方策等
について（報告）（案）**

平成26年〇月

**学校図書館担当職員の役割及び
その資質の向上に関する調査研究協力者会議**

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/index.htm

< 目 次 >

はじめに	1
1. 学校図書館の位置付け （と機能） について	3
2. 学校図書館の利活用の意義について	4
3. 学校図書館担当職員 の担うべきに <u>求められる</u> 役割・職務について	7
(1) 学校図書館に携わる関係者と組織について	7
(2) 学校図書館担当職員 の <u>に求められる</u> 役割・職務について	10
(3) 学校図書館担当職員に 期待される <u>求められる</u> 資質 ＝ 能力について	19
4. 学校図書館担当職員 の質の確保 <u>資質能力の向上</u> を図るための方策について	21
(1) 教育委員会における取組の充実	21
(2) 学校における取組の充実	22
(3) 国における取組の充実	24
5 <u>5</u> . より良い学校図書館を目指すために	26
(1) <u>学校図書館の充実に向けて</u>	26
(2) <u>おわりに</u>	27
5 <u>6</u> . 参考事例	29
(1) <u>学校図書館担当職員の活躍事例</u>	29
(2) <u>学校経営方針において学校図書館の利活用を位置付けている例</u>	30
(3) <u>教育委員会における学校図書館担当職員を対象とした研修の例</u>	31
参考資料	
○ <u>報告のポイント</u>	
○ <u>「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究 協力者会議」について</u>	
○ <u>会議の開催状況</u>	
○ <u>学校図書館法令</u>	
○ <u>学校図書館担当職員に関するデータ</u>	

はじめに

学校図書館をめぐることは、この 20 年間で様々な措置等が講じられ、その発展に向けた取組が行われている。

社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが強く求められている一方で、児童生徒の読書離れが指摘され、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなっていたことから、平成 5 年に公立義務教育諸学校における学校図書館の図書に関する「学校図書館図書標準」を設定したことを皮切りに、その達成を目指すため、当年度からの 5 か年間で総額約 500 億円の地方財政措置を講じることとされた「学校図書館図書整備 5 か年計画」が開始された。

学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）^{*1}に係るものについては限ると、平成 17 年に公布された文字・活字文化振興法（平成 17 年法律第 91 号）においては、国及び地方公共団体は、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備等に関し必要な施策を講ずるものとされた。

また、平成 24 年度からは、第 4 次の学校図書館図書整備 5 か年計画として、学校図書館の図書整備に必要な経費について、単年度約 200 億円、総額約 1,000 億円、学校図書館への新聞配備に要する経費について、単年度約 15 億円、総額約 75 億円の地方財政措置が講じられていることに加え、学校図書館担当職員の配置に係る経費についても地方財政措置（当年度及び 25 年度、いずれも単年度約 150 億円）が講じられており、24 年度以降、所要の地方財政措置が講じられており、26 年度においても前年度と同額の約 150 億円の措置が講じられることとされている。

本報告書で後述されているが、近年、各地方公共団体は厳しい財政状況の中でも学校図書館担当職員の配置を進めてきており、その必要性が一層強く認識されていることがうかがえる。

一方、学校図書館の利活用が学校教育で果たす役割の大きさに対する理解が十分でなく、~~学校図書館が書庫としてとしか認識されていなかったり、社会状況の変化や学問の進展に伴い配架にふさわしくない一部の児童生徒が読書のために利用するのみであったり、社会状況の変化や学問の進展により利用価値が低下した図書がそのまま置かれていたり、授業での活用が乏しかったりする状況も残念ながら散見されるのが実情である。~~

*1 専ら学校図書館に関する業務を担当する職員（教員やボランティアを除く）の呼称に関し、全国の各地方公共団体や学校では様々な例があり、一般には「学校司書」と称されることが多いと思われる。ただし、①任用する各地方公共団体や各学校における公称としては必ずしも「学校司書」に限らない呼称が用いられていること、②図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）にて公的資格と定められている「司書」という語句との対比で、「学校司書」も公的資格であるとの誤解を招きやすいことから、本報告書においては「学校図書館担当職員」という語句を用いる。

学校図書館は、児童生徒の「確かな学力」や「豊かな心」の育成に大きな役割を果たすことなどから、学校図書館の利活用の促進に貢献してきた学校図書館担当職員が、~~に期待される役割はますます大きくなり、児童生徒に対する教育活動を教員とともに進める機会が多くなっており、期待される役割もますます大きくなっている。が多くなることも予想される。~~

本協力者会議は、国として、今後、そのような重要な役割を担う学校図書館担当職員の配置拡充を推進するに当たり、地域や各学校の参考に資する資料を作成することが極めて重要であるとの考えの下、学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策について取りまとめることを目的として、平成 25 年 8 月に設置し、これまで〇回にわたり議論を重ねてきた。

本報告はが、学校図書館の利活用の意義からはじまり、学校図書館担当職員の役割・職務とその重要性について取りまとめたものである。本報告により、学校図書館担当職員のみならず学校図書館に携わる関係者間での共通理解を図り、もって学校図書館に係る日々の活動の一助となれば幸いである。

＝
~~なお、国私立学校等においては、本報告における公立学校を念頭に置いた一部の記述については必要に応じて読み替えて、その活動の充実を図られたい。~~

1. 学校図書館の位置付け~~（と機能）~~について

- 学校図書館は、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり（第 1 条）、その目的は、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成すること（第 2 条）とされ、学校に設けなければならない（第 3 条）とされている。
- また、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）においても、学校には、その学校の目的を実現するために必要な図書館又は図書室を設けなければならない（第 1 条第 1 項）とされている。
- さらに、学校図書館法においては、学校図書館~~が~~児童生徒や教員の利用に供するものであることが明示された上で、その方法として、以下の例が挙げられている（第 4 条第 1 項）。
 - ・ 図書館資料を収集し、児童生徒及び教員の利用に供すること。
 - ・ 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - ・ 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童生徒に対し指導を行うこと。
 - ・ 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 学校は、これらの方法を講じることで、学校図書館に期待されている、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等と呼び起こし、豊かな心~~や~~人間性、教養、~~や~~創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能~~と~~、~~また~~児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援~~したり~~、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりするとともに、児童生徒や教員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の~~するとともに、~~情報の収集・選択・活用能力を育成~~したりする~~も~~て、授業の内容を豊かにし、その理解を深める~~「学習センター」及び「情報センター」としての機能を、学校図書館が最大限に発揮させることができるようにすることが重要である。さらに、学校図書館には、これらの 3 つの機能を発揮して、学校・家庭・地域社会を結び付け、地域ぐるみで児童生徒の読書活動を推進していく要としての役割も期待されてきている。
- 学校図書館が育てる力は、児童生徒の「生きる力」の育成に資するものであり、さらには、生涯にわたる学習の基盤形成にもつながるもの~~となる力~~である。学校図書館を学校の中で機能させ、その活動の充実を図る上では、学校教育のインフラの一つである学校図書館の整備・充実を図るとともに、学校図書館の運営に当たる人員の配置~~や~~その資質能力の向上を図ることが極めて重要である。

2. 学校図書館の利活用の意義について

- 平成 20 年・21 年に改訂された現行の学習指導要領においては、児童生徒に知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを理念としている。「生きる力」を支える重要な要素となるのが「確かな学力」であり、「確かな学力」を育成するため、学習指導要領では、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 30 条第 2 項等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習する態度を養うことを重視している。
- こうした「確かな学力」の育成に当たっては、論理や思考などの知的活動、~~＝~~コミュニケーション等の基盤となる言語の力が極めて重要であることから、学習指導要領では、報告や討論、スピーチなどの言語活動を各教科等を通じて充実することを目指している。学校図書館の利活用は、こうした各教科等における言語活動の充実に合わせて高い効果が期待できるものであり、学校図書館を利用した学習活動や読書活動を充実することについて、学習指導要領では次のように定めている。

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。（平成 20 年改訂小学校学習指導要領第 1 章総則）

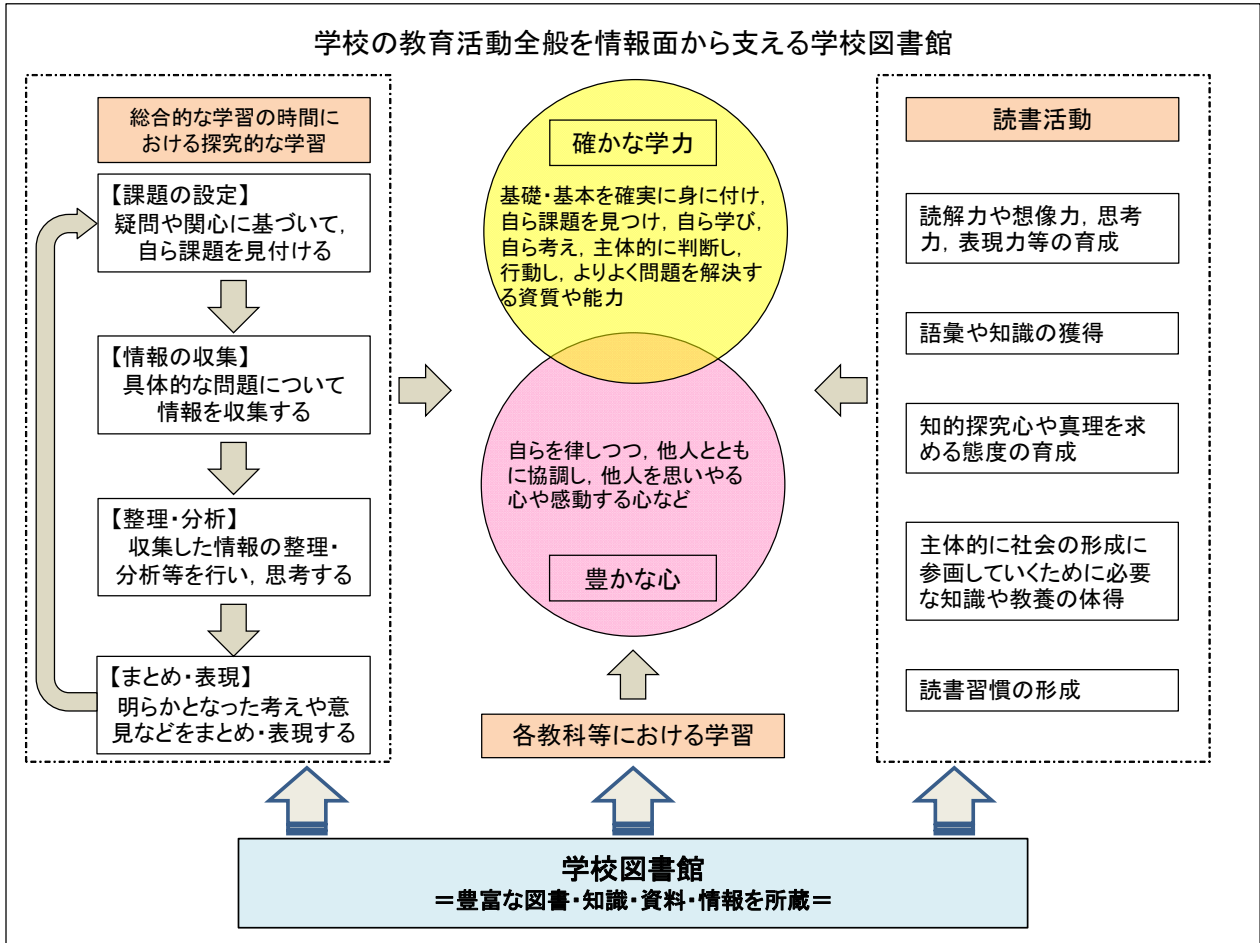
※中学校、高等学校、特別支援学校においても同様の規定あり

- 具体的には、例えば、学校図書館は、学習するテーマに関する背景~~や~~に触れ、~~又は~~補足となるような知識・~~や~~情報を提供したり、テーマを深め発展的な学習につなげられるような資料や情報を収集したりしている。
- こうした有したりしており、学校図書館の図書館資料（図書、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD、ビデオテープ等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）の様々な媒体のものを含む）や模型、実物等を有効に利活用することは、授業内容を深め、~~それから~~もたらす児童生徒の理解をより豊かにするものであり、また、~~とともに、~~多様な情報が集まる「場」として~~の~~学校図書館を利活用することは、~~そ~~児童生徒の主体的・意欲的な学習活動を促す助けるものともなる。
- またさらに、学校図書館を積極的に利活用することは、~~例えば、各教科等における言語活動や~~総合的な学習の時間における探究的な学習を充実させる上でも極めて有効と考えられる。ここで言う探究的な学習とは、①課題の設定（疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付ける）、②情報の収集（具体的な問題について情報を収集する）~~も~~、③整理・分析（収集した情報の整理・分析等を行い、思考する）~~問題の解決に取り組み、~~④まとめ・表現（明らかとなった考えや意見などをまとめ・表現する）~~ことを~~を経て、そこからまた新たな課題を見付け、さらなる問題の

解決を始めるというように発展的に繰り返していく一連の学習活動のことであるとされている。

- その探究的な学習においては、学校図書館を利活用した学習を通じて、例えば、情報の収集・選択の方法、要約の仕方、レポートや新聞へのまとめ方、発表の仕方といった情報を活用するための技能を育成することも重要であり、この力は総合的な学習の時間にとどまらず、各教科等において、例えば、あるテーマについてプレゼンテーションを行うといった言語活動を展開する際にも学習を支える力となる。
- 学校図書館は、この探究的な学習に役立つ資料や情報の提供、~~探究の過程における~~情報の収集・選択・活用能力の育成を通じて、総合的な学習の時間にとどまらず、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして各教科等における学校図書館を利活用したの授業における学習活動を支援・充実することができる。それはまた、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導することにつながるものである。
- 読書については、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、「生きる力」を構成する「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など）の育成にもつながるものである。
- また、読書を通じて、児童生徒は読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、読書は、知的探究心や真理を求める態度を培うほか、児童生徒が主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機ともなる。
- 読書習慣を身に付けることは、一生の財産として役立つ力ともなるため、~~もたが~~って、児童生徒の望ましい読書習慣の形成や読む力の育成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、読書活動に取り組むことが多様な指導の展開を図ることが大切であり、このような観点からも、豊富な図書を有する学校図書館を利活用する意義は極めて大きいと言える。

【学校図書館の利活用の意義（イメージ図）】



3. 学校図書館担当職員の担うべきに求められる役割・職務について

(1) 学校図書館に携わる関係者と組織について

<学校図書館に携わる関係者について>

- 学校図書館の運営に関わる主な関係者としては、校長等の管理職、~~司書教諭資格を持った教員~~や一般の教員（教諭等）、~~学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）~~、教育委員会等があり、学校図書館の機能の充実に図っていくためには、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むむていくことが重要である。
- 校長は、校務をつかさどる（学校教育法第 37 条第 4 項）者として、各学校の教育課程の編成に責任を有する立場から、学校図書館が当該学校の教育課程の展開に寄与するよう校内の諸条件の整備を図る必要がある。
- また、校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示することや、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。
- 教員は、児童生徒の教育をつかさどる（学校教育法第 37 条第 11 項等）者として、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実させること等に努める必要がある。
- 学校図書館を活用した授業において、教員は、学級担任又は教科担任として、授業のねらいを達成するために、全体に対して指導を行うことや個々の児童生徒の理解度に応じた適切なサポートを行うことが求められる。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどるための所定の講習を受講し、単位を取得した有資格者として、学校図書館の経営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・~~指導~~の実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、~~教育課程の編成・展開に関する他教員への助言及び情報メディアの活用等~~に従事する。
- また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されている。
- ~~学校図書館の運営~~上記 2 つの職務は、専門的・長期的観点に立つて行うためにも司書教諭が担うことが望ましいが、司書教諭の有資格者が配置されていない場合には、一般の教員が図書館主任としてが上記の司書教諭の職務を担う。
- 学校図書館担当職員は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的

職務に従事するとともに、学校図書館を活用した児童生徒に対する授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。

- 学校図書館の経営・運営・活用について、例えば、学校図書館経営に関する方針や、目標・計画、学校図書館利用指導・年間利用計画、年間読書指導・計画、年間情報活用に関する各種指導計画等は、教育課程とどのように結びつけるのかということが大切重要である。ことから、したがって、一般的には、教育指導に関する専門的知識等を有する司書教諭がその立案・取りまとめに従事し、学校図書館担当職員の職務としては、図書館資料（図書、雑誌、新聞、視聴覚資料（テープ、CD、ビデオテープ等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）の様々な媒体のものを含む）とその利活用に関する専門的知識等に基づき、必要な支援を行うという形態が想定されるが、各学校の実情によるところが大きいと思われる実際には両者は協働して当たることが求められる。
- このように、司書教諭と学校図書館担当職員は、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつもするとともに、具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情に応じ、や学校全体の校務のバランスや学校図書館担当職員の勤務条件等を考慮した柔軟な対応もが必要となる。
- 学校図書館担当職員の服務監督権者である市（特別区を含む。以下同じ。）町村や都道府県の教育委員会等は、学校図書館担当職員の任命権者等として、学校図書館担当職員の役割と重要性に鑑み、その質の確保及びそ資質能力の向上を図るための研修や学校図書館担当職員を支援するための体制整備等を適切に行うことが重要である。（詳細は、「4. 学校図書館担当職員の質の確保資質能力の向上を図るための方策について」を参照。）

< 学校図書館に携わる組織的対応について >

- 学校は、自校で行う教育活動を充実させる観点から、自ら備える学校図書館の運営や活用、さらにはその評価に関して、組織的に対応する必要がある。
- 学校図書館に関する校内組織としては、例えば、専ら実務を担当する「学校図書館部会」や学校教育全体の視点から学校図書館の経営運営に関する事項を審議する「学校図書館経営委員会」等がある。これらは、図書館資料の選定・収集に関する方針や学校図書館に関する計画等に関する審議、図書委員会の指導等、学校図書館の運営・管理を全般的に行う組織として置かれることが多く、主に、司書教諭や、図書館主任、や学校図書館担当職員やその他の関連する教職員等で構成される。こうした組織が効果的に活動するために、校長はその組織や構成員の役割を明確化し、効果的に活動するためにも、校務分掌に位置付けることが求められる。

- また，学校図書館をどのように機能させて学校教育を充実させるのかということ
を学校全体又は校内の一定の教員の集団で共有する場として，職員会議や各学年
部会，各教科部会等の果たす役割は大きい。

- 学校図書館担当職員が，その役割を果たすためには，学校図書館に関する計画等
の策定や学校図書館経営委員会等の活動に参画することはもとより，職員会議や
学校に置かれる各種組織に参加し，学校の教育活動全体の状況を把握した上で職
務に当たることが有効である。

(2) 学校図書館担当職員に求められる役割・職務について

- 学校図書館には、大きくは「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」という3つの機能がある。学校図書館担当職員に求められる役割・職務についても、これらの機能が目指すべき方向性と切り離して考えることはできず、これらに沿って学校図書館の活性化に資することを目的とするものと捉えていく必要がある。

【読書センターとして】

- 学校図書館は、児童生徒が楽しんで自発的かつ自由に読書を行う場であることが求められている。このため、学校図書館担当職員は、学校図書館を児童生徒がくつろぎ、進んで読書を楽しむために児童生徒が訪れるような読書活動の拠点となる環境整備を行うことに加え、学校における読書活動の推進及び読む力の育成のための取組を、司書教諭と協力して行うことが求められる。

【学習センターとして】

- 学校図書館は、学校における教育課程の展開に寄与することが求められている。このため、学校図書館担当職員は、当該学校における教育課程・内容を理解することに努め、授業のねらいに沿ったが達成できる資料を司書教諭や教員と相談して整備することや、日頃から教員からのと学校図書館の利活用等に関する情報共有等を行い相談に乗るなどして、積極的にコミュニケーションを取ることが重要である。
- また、今後、学校図書館を学習センターとして機能させ、授業での活用を推進するためには、学校図書館担当職員的能力・経験や学校の実情に応じて、学校図書館を活用した授業において、学校図書館担当職員がT2(ティーム・ティーチングの一員として、において、学級担任又は教科等担当教員の主導で行う学校図書館を活用した授業において、協力する者)として児童生徒に指導的に関わりながら学習を支援することが求められる。期待されている。

【情報センターとして】

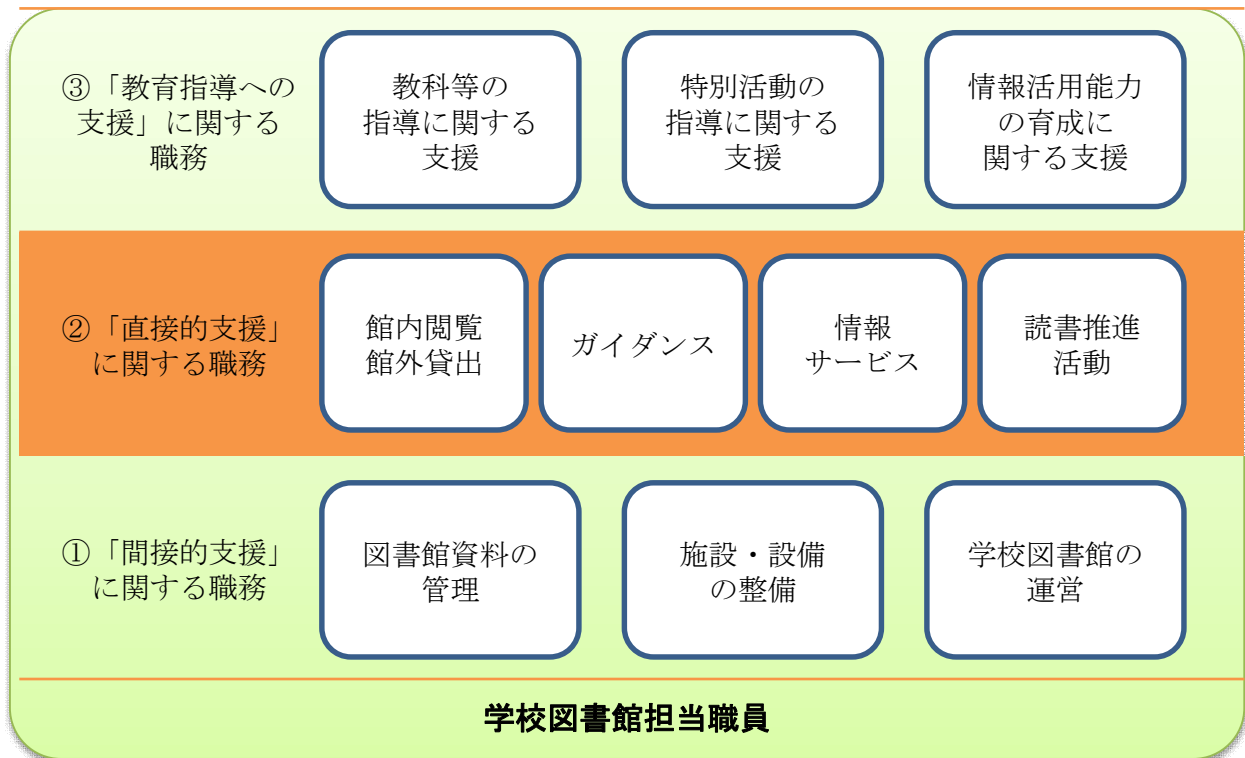
- 情報化社会と言われる近年、これからの未来を生きていく児童生徒の情報活用能力の育成が大きな社会教育的課題となっている。このような状況を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料を活用して児童生徒や教員の情報ニーズに対応することや教員が図書館資料の活用を通して児童生徒への情報活用能力の育成を目的とした指導が効果的かつ円滑かつ効果的に行われるよう、必要な教材・機器の準備や授業構成等について、教員と事前の打合せを行うことも求められる等の支援を行う必要がある。
- このように、学校図書館の主たる3機能に応じ、学校図書館担当職員には各種の役割が求められる期待される役割が考えられるところであるが、他方、各学校に配置されている学校図書館担当職員は、非常勤として勤務する場合が多かったり、

~~また、必ずしも全ての学校図書館担当職員が教員免許、司書教諭資格や司書資格を保有しているわけではなかったりするなど、それぞれの学校ごとに違いがある勤務形態や経験年数、保有する資格等の状況が各々により様々である。~~

- こうした実情を踏まえると、全ての学校における学校図書館担当職員が同一の職務を行っていくことを求めることは、必ずしも学校現場の実態には沿わないと考えられる。~~が、~~しかしながら、平成 24 年度から学校図書館担当職員の配置に係る地方財政措置が講じられ、今後全国において配置の拡充が期待されている中、平成 19 年に改正された学校教育法や現行学習指導要領が示す「生きる力」を~~学~~力を、学校図書館の効果的な利活用を通じて育てていくためには、司書教諭とともに、学校図書館に関する種々の教育活動に携わる学校図書館担当職員が担う職務の標準的な在り方について、関係者間で一定の共通理解を有しておくことは極めて重要なことである。

- 本節 12 ページ以降に掲げる「学校図書館担当職員が担うことが求められる職務の標準」においては、学校図書館の主たる 3 機能に応じて~~求められる期待される~~学校図書館担当職員が担う~~の職務の標準的な職務~~を具体的に示すこととするが、その際、それらの職務を~~学校図書館担当職員の視点から~~その性格に応じて再構成し、①児童生徒や教員~~のニーズ~~に対する「間接的支援」に関する職務~~は~~、②児童生徒や教員~~のニーズ~~に対する「直接的支援」に関する職務~~は~~、③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務~~は~~という 3 つの観点に分けて例示することとする。

【学校図書館担当職員の職務に関するイメージ図】



※ ここでは学校図書館に係る業務のうち学校図書館担当職員の職務に絞って図示したが、学校図書館担当職員が実際に業務を行うに当たっては、司書教諭と協働・分担することが求められる。

○ 校長等の管理職や学校、司書教諭、や学校図書館担当職員が、自らの現状を捉え、それぞれの職務について改善・充実発展させるとともに、各学期や各年度ごとに学校図書館としての活動の振り返りを組織的に行うことにより、 ~~ことで~~ 学校図書館の運営・活用・評価の活性化につなげていくことを期待したい。

【学校図書館担当職員が担うことが求められる職務の標準】

※ ここに掲げる職務は、学校図書館担当職員が担うことが求められるものであるが、これらの全てを学校図書館担当職員が単独で扱うという趣旨ではなく、職務の内容に応じて、司書教諭と協働・分担して当たることが求められるものである。また、個々の学校や学校図書館の状況、校種により、それぞれの学校図書館担当職員が担う職務の優先順位や校内における役割の分担方法は異なってくる。

①. 児童生徒や教員の~~ニーズ~~に対する「間接的支援」に関する職務

図書館資料の管理	<p>図書館資料の選定，収集，<u>廃棄</u>への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇教員・児童生徒の要望や蔵書構成を考慮した<u>資料収集方針</u>や<u>選定基準</u>，<u>廃棄基準</u>の決定への協力 ◇選定基準に沿った図書館資料の<u>選定への協力</u>サポートアップ ◇教育課程の展開に必要な資料や情報の選定・収集
	<p>図書館資料の<u>発注</u>，受入，<u>分類整理</u>，<u>登録</u>，<u>装備</u>，<u>配架</u>排架，保存整理，補修，廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇<u>日本十進分類法（NDC）等による配架</u> ◇蔵書点検，書架点検<u>などの蔵書管理</u>，目録等資料検索手段の整備
	<p>図書館資料の展示</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇新着本の別置，テーマ別展示，<u>面出し</u>（書籍の表紙を見せる）など興味を引く<u>関心を高める</u>展示
	<p>学級文庫等，学校図書館外における資料管理への<u>協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇定期的な<u>内容の更新</u>リニューアル，資料の破損・紛失の防止
施設・ <u>設備</u> の整備	<p><u>施設案内・利用案内・書架案内</u>館内外表示の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇館内配置図・分類別の書架表示（棚表示）の作成，館外の掲示
	<p><u>環境整備</u>，<u>保守・点検</u>レイアウトの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ゆとりある読書スペースや学習スペースの工夫 ◇<u>書架や館内のレイアウトの改善</u>，<u>デッドスペースの解消</u> ◇<u>空調・照明などの室内環境の整備</u>，<u>防災・減災等安全管理への対応</u>（転倒防止等の配慮）
	<p>情報機器の整備・管理</p>

	◇ <u>学校図書館管理システム</u> ，情報検索用のコンピュータや各種電子資料の再生機器の維持管理
学校図書館の 管理運営	他の学校図書館や公共図書館 <u>等</u> との連携，学校図書館担当職員間の協力 ◇相互貸借，資料データ等の交流・共有
	広報・渉外活動 ◇学校図書館 <u>便り報</u> ・学校図書館ウェブサイトの作成への協力・管理
	司書教諭等が行う 学校図書館の管理運営に関する業務への協力 ◇学校図書館に関する計画等の作成への協力
	<u>予算編成・執行業務への協力</u> 会計業務 ◇学校図書館に係る予算案の作成への協力 ◇適正 <u>かつ計画的</u> な予算執行への <u>協力</u>
	利用 <u>実態</u> 調査，集計・評価 ◇貸出冊数，分類別蔵書数， <u>貸出利用</u> 記録の管理 <u>◇学校図書館を活用した授業等に関する調査</u> ◇学校図書館に対する要望の把握

~~※ 特別支援学校においては，ユニバーサルデザインの観点を取り入れ，使いやすさに特に配慮した環境づくりと児童生徒の障害に応じた図書館資料の収集について，教員等の意見を聞きながら，継続的に進めることが求められる。とりわけ，公共図書館との連携により，マルチメディアライブラリー，大活字本，LLブックや視聴覚資料等を借用するのは特別支援教育を必要とする児童生徒に対して効果的である。~~

②. 児童生徒や教員のニーズに対する「直接的支援」に関する職務

<p>館内閲覧，館外貸出</p>	<p>利用案内，<u>図書館資料の提供</u>読書案内，資料相談，予約・リクエストサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇閲覧環境の整備 ◇利用者の<u>予約</u>やリクエストへの対応，延滞者への対応 ◇他館からの取り寄せ，他館への貸出
<p>ガイダンス</p>	<p>学校図書館利用の指導・ガイダンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇児童生徒及び<u>教員教諭</u>に対する学校図書館の利用方法のガイダンス ◇児童生徒が開館時間や貸出可能冊数等の利用方法に<u>関する</u> ついて把握するための揭示資料<u>等</u>の作成
<p>情報サービス</p>	<p>レファレンスサービス・<u>調べもの相談，フロアワーク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇質問の受付，文献やデータベースを利用した調査・回答 ◇他の情報専門機関への照会・案内 ◇対応記録の蓄積とその活用 <p>児童生徒の調べもの相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇図書館資料や検索ワードの選択に関する助言 ◇目次・索引等の利用方法に関する説明
	<p>情報検索，情報の収集・記録・編集のアドバイス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ネットワーク情報資源の把握 ◇オンラインデータベース，情報源の検索方法<u>等の助言</u>とそ の結果のダウンロード，入手先の記録，編集等
<p>読書<u>推進</u>活動</p>	<p>読書活動の企画・実施への協力・参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇読書の<u>に親しませ</u>みを感じさせ，習慣化<u>させていく支援</u> につなげる工夫 ◇読み聞かせ，ブックトーク^{*2}，<u>アニメーション^{*3}，ストーリーテリング^{*4}</u>等の児童生徒と本をつなげる活動 ◇本の面白さや読書することの楽しさを伝え，読書意欲を<u>高</u>

*2 集団を対象に，あらすじや著者紹介等を交えて，本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

*3 子供たちに読書の楽しさを伝え，子供が生まれながらに持つ「読む力」を引き出すための効果的な読書指導方法。

*4 語り手が物語を暗記し，本を見ずに聞き手に聞かせるもので，聞き手は頭の中でいろいろな場面を想像しながら聞くことができる。

めていく活動喚起

児童生徒の興味・関心・発達段階・読書力に合った図書館資料の案内・紹介

- ◇児童生徒個々人の読書状況を把握し、読書意欲を持たせ、読書体験を深める手立ての工夫の適切な把握
- ◇薦めたい本やテーマ別又は教科書の単元に関連した図書等のブックリストの作成・展示

③. 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務

<p>教科等の指導に 対関する支援</p>	<p>教育課程・内容に関する理解及び授業のねらいに沿ったが達成 できる図書館資料の紹介・準備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇各学年・各教科等に関する教育<u>課程の目標・内容</u>の理解 ◇過去に使用し、効果的ながあったとされる図書館資料の教員への紹介・準備・提供 ◇<u>資料リストやパスファインダー^{*5}の作成・提供及び取り上げた資料の展示</u> <p>学校図書館を活用した授業を行う<u>司書教諭や</u>教員との打合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇授業の目的・内容・<u>展開等</u>、<u>授業づくりに関する概要</u>の把握 ◇<u>授業の中で指導される情報活用能力のスキルに関する事項</u> ◇個別指導，レファレンスや情報提供のタイミングや方法<u>などの役割分担</u>についての<u>共有共通理解</u> <p>学校図書館を活用した授業への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇辞書の引き方，目次・索引の利用法，日本十進分類法（NDC）等の図書館資料の活用の仕方について<u>の</u>説明 ◇<u>ティーム・ティーチングの一員</u> 等として児童生徒に指導的に関わ<u>る</u>りながらの学習の支援 <p>学校図書館の活用事例に関する教員への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇教育効果が高いと<u>された</u><u>と思われる</u>過去の<u>テーマ</u>や事例等の紹介 ◇教員の教材研究への協力 ◇<u>学校図書館の活用に関する各種コンクール情報や研修に関する情報の周知</u> <p>学校図書館を活用した授業における教材や児童生徒の成果物の保存・データベース化・<u>展示</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇保存・データベース化した物の適切な整理・<u>管理</u>サスト化，教員への情報提供
<p>特別活動の指導に 対関する支援</p>	<p>図書委員会・<u>読書クラブ</u>活動に対する助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇<u>図書委員会活動が円滑に行えるような支援</u>学校図書館における課題の伝達，学校図書館の改善につながるような取組

*5 特定のテーマに関する資料や情報を探すための手順をまとめたもの。

	<p>を行えるようバックアップ</p> <p>◇児童生徒の<u>自身による自主的な活動</u>に<u>対関</u>する助言</p>
	<p>文化祭や修学旅行等，学校行事に関わる資料の掲示・提供</p> <p>◇児童生徒の関心を引く<u>ため取り上げるトピックの精選工夫</u>， 掲示・提供の時期及び掲示場所・<u>掲示方法</u>の工夫</p>
<p>情報活用能力の育成 に<u>対関</u>する支援</p>	<p>資料の検索方法やデータベースの利用方法に<u>関する</u><u>についての</u>指導に<u>対関</u>する支援</p> <p>◇情報機器の<u>操作方法の案内活用</u>についての個別支援</p> <p>調べ学習に<u>対関</u>する支援</p> <p>◇<u>児童生徒の学習段階・学習内容に合わせた多様な情報源の収集</u></p> <p>◇<u>適切な資料や情報の選択に関する助言</u></p> <p>◇<u>検索ワードや検索サイトの選択に関する助言</u></p>

<特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学校図書館の利活用を目指して>

特別な教育的支援を必要とする児童生徒には，マルチメディアデイジー*6，大活字本，LLブック*7等の教材を活用することが効果的であり，各学校においては，視聴覚資料の整備に配慮するとともに，公共図書館との連携により，それらの資料を借用することも有効である。

とりわけ，読むことへの困難を抱えている児童生徒には，親しみが感じられるように声をかける，一緒に図書を探す，個別に読みやすい図書を紹介する等、担任と連携しながら，学校図書館の活用を促したり，読書への関心意欲を高めたりすることにより，児童生徒自身による読書の習慣化を支援していくことが大切である。また，授業においては，担任との協力の下，児童生徒と一緒に資料を読んだり，その内容を解説したりするなどして，児童生徒の様子を見守りながら資料活用の支援を行うことも有効である。

また，ユニバーサルデザイン*8の観点を取り入れ，使いやすさに配慮した学校図書館の環境づくりと児童生徒の障害に応じた図書館資料の収集について，教員等と協力して計画的に進めることが求められる。

*6 紙媒体を読むことが困難な者を対象とした，文字・音声・画像を同時に再生する電子図書。

*7 簡易なストーリー展開で語彙数や登場人物も少ない，やさしく読める本。

*8 年齢や障害の有無にかかわらず，すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザイン。（『広辞苑 第六版』新村出/編 2008）

(3) ~~学校図書館担当職員に期待される~~求められる ~~資質~~ ~~能力~~について

- 学校図書館担当職員には、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務及び~~学校図書館を活用した~~児童生徒に対する教育活動への協力・参画等に従事する~~資質~~ ~~能力~~を備えていることが~~期待されている~~ 求められる。
- 前節においては、学校図書館の主たる3機能に応じた標準的な職務を①「間接的支援」に関する職務、②「直接的支援」に関する職務、③「教育指導への支援」に関する職務と、~~学校図書館担当職員の視点から再構成して例示したが、こうした学校図書館担当職員に期待さ~~求められる ~~資質~~ ~~能力~~の観点から、学校図書館担当職員~~の~~ に求められる最も基本的な役割を再整理すると以下の2つとなる。

●④ ~~児童生徒の読書活動や学習活動、教員の教材研究等、利用者が使いやすく、求める資料を探しやすいよう、学校図書館を日常的に整備するとともに、利用者から資料に関する質問を受けた際には適切な資料の提供及び利用の支援を行うこと。(学校図書館の「運営・管理」に関する役割)~~

●⑤ ~~学校図書館を活用した授業等の教育活動を推進・充実させるため、教員等と日常的にコミュニケーションを図りつつ、児童生徒の発達の段階や学習指導要領に基づく各学年・各教科等の学習内容に関する理解を深め~~ 応じ、授業のねらいの達成に資するような図書館資料の活用や教員との協働等を通じて、授業等の教育活動に協力・参画すること。整備・活用を図ること。(児童生徒~~の~~に対する「教育」に関する役割)

- ~~これらの役割は、学校図書館が最も基本的な機能を果たすために学校図書館担当職員に求められるものであり、これらを学校図書館担当職員が担うためには、日頃から学校図書館における図書館資料の構成や教育活動におけるそれら資料の活用方法等に配慮するとともに、それらについて研鑽を積むことが重要である。~~

- この 2つの役割に基づきため、専ら学校図書館~~の~~ に関する職務に従事する学校図書館担当職員に求められる専門性としては、①学校図書館の「運営・管理」に関する~~役割に係る職務に当たる携わる~~ための知識・技能と、②児童生徒に対する「教育」に関する~~役割に係る活動職務~~に携わるための知識・技能が考えられる。

- 学校図書館担当職員が学校図書館の「運営・管理」に関する職務に~~当た携わる~~ためには、例えば、以下のような専門的事項に係る知識・技能を習得することが求められる。~~の知識・技能に関し、標準的に有することが期待される領域としては、例えば、以下に挙げるものが考えられる。~~

- ・ 学校における学校図書館の意義に係るもの 関すること
- ・ 情報や資料の種類や性質に関する こと
- ・ 図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関する こと
- ・ ~~図書館資料の管理に係るもの(組織化で必要となる日本十進分類法(NDC))~~

~~等の分類に係る知識等)~~

- ~~・情報機器や、ネットワーク、及び情報検索に係るもの~~関すること
- ~~・学校図書館の施設・設備の管理に係るもの~~関すること
- ~~・著作権や個人情報等の関係法令に係るもの~~関すること

○ また、児童生徒に対する「教育」に関する活動に携わるためには、例えば、以下のような専門的事項に係る知識・技能を習得することが求められる。~~の知識・技能に関し、標準的に有することが期待される領域としては、例えば、以下に挙げるものが考えられる。~~

- ~~・児童生徒の発達に係るもの~~関すること
- ~~・発達段階に応じた読書指導の方法に係るもの~~
- ~~・学習指導要領や学校教育の意義や目標・学校経営方針に関する~~こと
- ~~・学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に~~係るもの関すること
- ~~・学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援に関する~~こと
- ~~・発達の段階に応じた読書指導の方法に関する~~こと
- ~~・校務や学校における諸活動等に~~係るもの関すること

○ 学校図書館担当職員は、~~これらの領域~~こうした専門的事柄に係る基本的な知識・技能を習得し、それらを基に教職員との協働もを図りつつ、学校教職員の一員として教育活動にかかわる心構えを持つことが求められる。~~学校図書館の運営に係る専門的・技術的職務に従事し、学校図書館を活用した児童生徒に対する教育活動や~~学校図書館担当職員は、このような意識を持ち、学校図書館の適切な運営・管理や学校図書館を利活用した授業への教育活動に協力・参画等を行うことにより、学校図書館の機能を十分に高め~~が十分に発揮され、~~児童生徒の学びの質を向上させ、ひいては児童生徒の健全な教養の育成に寄与することができると考えられる。

4. 学校図書館担当職員の資質の確保 資質能力の向上を図るための方策について

- 近年、各地方公共団体において、学校図書館担当職員の配置充実が進められてきている。文部科学省による調査結果において、学校図書館担当職員を配置する小中学校は、平成 19 年度から 24 年度までの 5 年間で 35.7%から 47.8%へ、中学校でも 37.1%から 48.2%へとそれぞれ増加しており、厳しい財政状況の中でもその必要性が強く認識されていることがうかがえる。
- 平成 24 年 5 月現在、全国の小・中・高等学校における学校図書館担当職員の数は約 2 万人余に上っており、これは今後も増加していくことが見込まれるが、他方、個々の学校における状況に目を転じると、勤務形態、~~教員免許、司書教諭資格及び司書資格の保有の状況など~~や経験年数、保有する資格等の状況について、それぞれに実態が異なっており一様ではない。
- また、学校図書館担当職員の中には、各地方公共団体の採用条件によっては学校教育一般や学校図書館の運営・管理に関する専門的な知識を持たずに当該職に就いている者もあり、現状としては、それらについて教示する先輩職員が校内にいないことが多いほか、研修等の取組も十分には行われていない場合があり、全国的にその資質~~⇒能力を~~の向上を図るための育成・担保する環境が整備されているとは言い難い。

(1) 教育委員会における取組の充実

- このような中、平成 25 年 5 月に閣議決定された『第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』においては、「地方公共団体は（中略）学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに、研修の実施など学校図書館担当職員の資質~~⇒能力の向上を図るための取組を行うことが期待される~~」と、地方公共団体による学校図書館担当職員の資質~~⇒能力の向上への貢献に期待が寄せられている~~。
- こうした実態や背景等を踏まえれば、各教育委員会においては、学校図書館担当職員の水準を維持し、その資質~~⇒能力の向上について~~、それぞれの教育目標や基本方針、~~や~~地域の状況を踏まえつつ、効果的かつ現実的な方策を立て、実行していくことが必要である。
- また、学校図書館担当職員がその職務を十分に果たす環境を整備するためには、学校図書館の利活用の意義、当該職員の役割・職務やその配置による効果等について学校の管理職をはじめとする学校図書館に携わる関係者に分かりやすい形で周知し、理解を広めることが求められる。

【学校図書館担当職員を対象とした研修】

- 学校図書館担当職員の資質~~⇒能力の向上を図るために~~地方公共団体が実施するこ

とができる具体的な取組として、まずは研修の充実が挙げられる。

- 市~~区~~町村教育委員会は公立小・中学校等の設置者として、都道府県教育委員会は公立の高校や特別支援学校等の設置者として、当該学校の学校図書館担当職員を任用する立場にあることから、自らの学校に配置する学校図書館担当職員の資質~~＝~~能力の向上を通じた業務の効果的・効率的な実施を期するため、意図的・計画的に研修の機会を設定することが求められる。^{*9}
 - 市~~区~~町村教育委員会の場合、その規模によっては、学校図書館担当職員を配置していたとしても、その人数規模が~~から~~単独での集合研修~~を~~として実施しにくい状況も考えられるため、複数の市町村教育委員会が合同・協力して研修を実施したり、広域自治体である都道府県教育委員会が指導的な立場を発揮して研修機会を設定したりするなどの実施方法・体制の工夫も期待される。
 - 研修の内容については、「3（3）学校図書館担当職員に~~求められる~~期待される資質~~＝~~能力について」において示すとおり、学校図書館の「運営・管理」~~的な業務に当たりに関する職務に携わる~~ための知識・~~理解技能~~や、児童生徒に対する「教育」~~的な活動に関する職務に携わる~~ための学校教育一般に関する知識・~~理解技能~~の2つの分野を基軸に構成することが適当であり、その上で、学校図書館担当職員となる者個人の有する知識・技能等に応じて、~~再領域~~2つの分野が適切なバランスで受講されるよう配慮する必要がある。
 - 研修を実効性ある形で実施するためには、~~研修内容の程度について、~~初めて学校図書館担当職員として勤務することになった者の知識・技能に応じた初任者向けの研修、継続的に自己の知識・技能を更新して業務の質を高めていくために必要な研修等、職務経験や能力に応じて~~研修内容の構成を工夫して~~設定することが必要となる。
 - また、学校図書館担当職員のみを対象とする研修の企画・実施のほか、学校図書館担当職員が司書教諭等とともに受講できる、広く学校図書館関係教職員を対象とした研修の企画・実施は、司書教諭と学校図書館担当職員の業務の相互理解や連携促進に効果が期待できる~~のみならずとともに、~~学校図書館担当職員が学校教育一般に対する理解を深める~~ことができるという~~観点からも有効であると~~考えられる。~~
- ＝
- ~~これらの他、学校図書館と公共図書館等との連携・協力により、公共図書館資料の学校への貸出、公共図書館司書等による学校への訪問、学校図書館におけるレ~~

*9 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）にいう一般職に属する地方公務員の場合、同法第 39 条第 1 項により、「研修の機会が与えられなければならない」とされている。

~~フレンスリス等との協力等を進めていくことが考えられる。~~

【学校図書館担当職員を支援するための教育委員会の体制構築】

- 学校図書館担当職員は各学校に1人の配置であるケースが多く、日常的な疑問や悩みをすぐに相談できる先輩・同僚職員が身近にいない状況にある。その際、日常的な疑問等を相談することができ、解決方法を示せる経験や能力を有した窓口となる存在を設定することが、学校図書館担当職員の業務の質の向上に関して高い効果を発揮する重要な取組となり得る。
- このため、教育委員会においては、各学校の学校図書館担当職員に対して指導・助言を行うことができる体制を整備することが有効であり、その際は、教育委員会事務局の担当課や教育センターにおける学校図書館担当指導主事や支援スタッフがその役割を担うことが期待される。
- また、近隣の学校に勤務する学校図書館担当職員同士の情報交換や研修会を設定することも高い効果を有すると考えられるため、教育委員会がそうした場を設けることや、~~その場を~~学校図書館を担当する指導主事等のスタッフ、~~または又は~~経験豊かな学校図書館担当職員等がそういった場でのコーディネート役を担うなどの取組も望まれる。
- さらに、学校図書館担当職員が日常的に携帯して常時手元に置き、必要に応じて参照することができるような業務の手引やマニュアルを~~各教育委員会が~~学校図書館担当職員に期待する業務の内容に応じて作成することも、複数の教育委員会で取り組まれている有効な手段である。インターネットを活用した情報サイトや映像資料により、学校図書館担当職員の業務を紹介するという先進的な事例もある。

(2) 学校における取組の充実

- 学校図書館担当職員が勤務する学校における日常的な取組の中においても、学校図書館担当職員の資質~~＝~~能力の向上と学校教職員による学校図書館の支援体制の確立のための種々の取組を盛り込むことが可能である。
- 学校図書館担当職員が授業に参加・協力するためには各教科等の目標や内容についての知的理解を深めることが不可欠であるのは当然である論を俟たないが、校内研究授業や日常の授業を参観することを通じて授業における教員や児童生徒の様子を知ることは、~~学校における~~日常的な通常の教育活動の中で取り組むことができ、各教科等の授業展開や児童生徒に関する理解等、~~の促進その他~~学校教育一般に対する理解を深めることができるの促進が期待できる有効な手法である。
- また、司書教諭や各教科等や生徒指導などの各分野の担当教員と日常的に交流を持ち、積極的に連絡・相談し合うことはもとより、~~から日常的に~~専門的知識の伝

達を受ける機会を校内において意識的に設定することや、学校職員として求められる服務についての理解を促すために学校管理職から説明を行うなどの取組も期待される。

○ さらに、学校図書館の利活用に関すること ~~をが~~ テーマとする の校内研修においては、その一部について学校図書館担当職員に講師を担当させることにより、当該その学校図書館担当職員自身の資質能力の向上にも資することとなる有効と考えられる。

○ ~~学校単位で自主的に近隣校との連携を図り、他校の学校図書館担当職員との情報交換や研修会を設定することも考えられる。~~

○ 学校図書館に携わる関係者において、近隣校と連携し、先進的な学校図書館での学習活動や読書活動を参観したり教材研究の成果等を共有したりすることは、学校図書館担当職員自身の資質能力の向上だけでなく、地域や学校全体として学校図書館の機能を底上げすることにつながると考えられる。

○ 自校だけでなく地域全体として学校図書館担当職員の資質 ~~⇒~~ 能力の向上を図る観点からは、学校図書館担当職員が ~~授業に~~ 協力・参画して行う授業を ~~公開授業とし~~ ~~⇒~~ 他校の学校図書館 ~~図書館~~ 担当職員をはじめとする学校図書館 に携わる関係者が参観できるように、公開授業との供覧に付 する取組も効果が高いと考えられる。

(3) 国における取組の充実

○ 国においても、全国的な教育水準の確保のために都道府県教育委員会等に必要な指導・助言を行う立場から、学校図書館担当職員の資質 ~~⇒~~ 能力の向上について一定の役割を担っていくことが求められる。

○ 学校図書館の利活用を図るための方策として、また、未配置の地方公共団体や学校に対してその配置を促す観点からも、学校図書館担当職員が協力・参画した各教科等における授業の事例を、文部科学省が収集して実践事例集を作成し、全国の学校や教育委員会に普及することが有効である。

○ また、学校図書館担当職員の資質 ~~⇒~~ 能力の向上も含め、文部科学省において、都道府県・指定都市教育委員会の学校図書館担当指導主事を対象に、国の施策の説明、優れた取組に関する情報提供、研究協議等を行う連絡協議会を定期的に企画・実施することが期待される。

○ さらに、学校図書館の振興を目的とする民間の団体が実施する、学校図書館担当職員の資質 能力の 向上に向けた取組に対し、文部科学省が各種の協力を行うことも 期待される ~~考えられる~~。

○ なお、本章の内容は主に公立学校を念頭に置いたものとなっているが、国私立学校においても、それぞれの設置者で取り組むことや教育委員会における取組と連携・協力すること等により、その学校図書館担当職員の資質能力の向上方策の充実に努められたい。

5. より良い学校図書館を目指すために

(1) 学校図書館の充実に向けて

- 本協力者会議は、学校図書館担当職員の役割及びその資質能力の向上について検討を行い、第3章において学校図書館担当職員に求められるべき役割・職務について、第4章において学校図書館担当職員の資質能力の向上質の確保を図るための方策についてそれぞれ一定のまとめを行った。
- しかしながら、学校図書館担当職員の活動の活性化を通じた学校図書館の充実を図るためには、学校図書館担当職員に関する方策だけでなく、学校図書館全体の方策を講じることが必要でありると考えられるため、本章においては、その点について主に述べることをとする。
- 学校図書館を有効に機能させていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員による努力だけでなく、学校の管理職をはじめとする学校図書館に携わる関係者間において、学校図書館の利活用の意義や学校図書館担当職員の役割・職務等についての十分な理解が形成されることが必要不可欠である。
- このため、文部科学省や教育委員会においては、学校図書館担当職員の資質能力の向上を図る取組だけでなく、教育委員会の学校図書館担当指導主事、校長等の管理職や司書教諭を対象として、学校図書館の利活用の意義、学校図書館担当職員の役割・職務やその配置による効果等について分かりやすい形で周知し、理解を広めることが求められる。
- とりわけ、学校図書館担当職員と両輪となって学校図書館の運営に当たる司書教諭を対象とした研修等の機会の充実を図るべきである。研修内容にもよるものの、司書教諭と学校図書館担当職員間で学校図書館や両者それぞれの役割に関する共通理解を持たせるため、合同研修の形態を取ることにも有効と思われる。
- 司書教諭は、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に教員に助言することが期待されていることに鑑み、これらの活動内容については、特に充実させる必要がある。
- また、教育委員会においては、学校図書館において司書教諭が果たす役割や学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定等を踏まえ、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるよう、担当授業時間数の軽減も含めた校務分掌上の工夫に取り組むとともに、11 学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが望まれる。
- さらに、学校図書館担当職員の配置の充実については、職務が十分に果たせるよう、その充実に関する前向きな検討とともに、学校図書館担当職員の職務の特性

に鑑みから、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、その配置や支援を継続して行うことが大いに期待される。

○ なお、学校図書館担当職員の配置が進み、その資質能力が向上することで学校図書館の機能が向上したとしても、司書教諭や一般の教員の果たすべき役割が変わるものではなく、児童生徒の教育については、常に教員が責任ある立場で臨むことが必要であることは言うまでもない。

○ 教育委員会や学校においては、学校図書館が、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的としていることに鑑み、学校教育における学校図書館の積極的な利活用について学校経営方針・計画に盛り込むことや学校評価の項目・指標とすることが期待される。__

○ また、学校図書館と公共図書館等との連携・協力により、公共図書館資料の学校への貸出、公共図書館司書等による学校への訪問、学校図書館におけるレファレンスサービス等への協力等を進めていくことも、学校図書館担当職員の資質能力の向上に加えて、学校図書館の機能の向上に役立つと考えられる。

○ 学校図書館に携わる関係者においては、学校図書館を児童生徒がいつ訪れても落ち着くことができる、安らぎのある環境に整えておくことが、その機能を発揮させる前提となることに配慮する必要がある。

○ 文部科学省においては、学校図書館の利活用の意義について学校図書館の関係者とどまらず、広く社会全体の理解を得るための普及啓発を行うことや、学校図書館担当職員と協働して事に当たる司書教諭の役割・職務についても、より分かりやすい形で明示することが期待される。また、~~ほか、~~昭和 23 年に刊行されて以来、昭和 62 年の『小学校、中学校における読書活動とその指導―読書意欲を育てる―』の 11 冊目を最後に刊行されていない、いわゆる「学校図書館の手引」について、今日までの学校図書館に関する諸施策を踏まえた新刊の刊行が期待される。

(2) おわりに

○ 児童生徒に生きる力をはぐくむため、学校図書館の機能を生かした効果的な利活用が求められる中、学校図書館の運営や児童生徒に対する教育活動に携わる資質能力を兼ね備えた学校図書館担当職員の配置の充実に対する期待は、各地方公共団体や学校において今後ますます高まっていくであろう。

○ 現に学校図書館担当職員である者やこれから学校図書館担当職員になる者におかれては、今日の学校教育を取り巻く状況の中で自らに期待されている役割についての認識を一層強くし、求められている資質能力の向上に絶えず努めていくことで、学校図書館に関する教育活動の充実に向けて貢献しつつ、学校教育の発展、

児童生徒の成長・発達に寄与して行っていただきたい。

- そして最後に、学校図書館担当職員以外の学校の教職員をはじめとする学校関係者におかれては、学校図書館が学校の中に設置されていることの意味について改めて考えを深められるとともに、そのために、学校図書館担当職員がその資質能力を遺憾なく発揮できるよう、各々が、それぞれの立場で環境を整えることに御配慮をいただくよう切にお願いします。

~~5~~ 6. 参考事例

(1) 学校図書館担当職員の活躍事例

—
現在，掲載する事例について調整中

(2) 学校経営方針において学校図書館の利活用を位置付けている例

平成 xx 年度	学校経営方針	平成 xx 年 4 月 1 日
		〇〇区立〇〇中学校 校長 〇〇 〇〇
1. 教育目標 (略)		
2. 目指す学校像 (略)		
3. 学校経営方針 (略)		
【方針の柱】		
①～⑤ (略)		
⑥ 学校図書館の学習センター化を一層促進する		
4. 本年度の学校経営 重点項目 (具体策)		
①～③ (略)		
④ <u>学校図書館の学習センター化を一層進め</u> ， <u>図書館指導員とのコラボレーション授業や電子黒板との融合による授業を多面的に展開</u> する。また， <u>区立図書館の団体貸し出しの利用</u> ， <u>ボランティアによる開館時間の拡大</u> ， <u>読み聞かせ等を一層充実させる</u> 。		
⑤～⑯ (略)		
5. 重点項目を踏まえた数値目標		
① (略)		
② <u>図書館利用生徒数を年間累積 16,000 人以上</u> ， <u>貸し出し冊数を累積 3,500 冊以上</u> ， <u>図書館開館日を年間 245 日以上</u> を目指す。 <u>図書館指導員とのコラボ授業を全教科で実施する</u> 。		
③～⑥ (略)		
6. 学校の教育目標を達成するための基本方針		
(1) (略)		
(2) 確かな学力の定着・向上を図る教育を推進する。		
①～④ (略)		
⑤ 学校図書館の授業活用を進めるとともに，各教科で言語活動を計画的に取り入れる。		
(3) (略)		

(3) 教育委員会における学校図書館担当職員を対象とした研修の例

東京都荒川区

◇平成 25 年度 新任学校司書研修会

	内 容
1 回目	○ 区の学校図書館支援事業，オリエンテーションのしかた
2 回目	○ パソコンの使用方法
3 回目	○ パスファインダーの作成
4 回目	○ 簡単な書架の作成
5 回目	○ 情報ファイルの作成
6 回目	○ 図書館からの発信，掲示や展示

◇平成 25 年度 学校司書研修会

	内 容
1 回目	○ 荒川区の学校支援組織，共通理解事項，研修会計画
2 回目	○ 理科読について，または選書について（講演）
3 回目	○ 授業参観
4 回目	○ 今年度の取組と反省，情報交流
5 回目	○ 学校司書活動のまとめ

※ 清水委員発表資料（第 4 回会議）の一部を改変・割愛して転載。

横浜市

◇平成 25 年度 新採用学校司書研修

	内 容
1 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校司書のサービスについて ○ 学校司書の勤務について I ○ 横浜の学校図書館教育が目指すもの ○ 配属校校長面談 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長より ・ 司書教諭・学校図書館担当者紹介 ・ 学校図書館見学
2 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市の人権教育の考え方 ○ 様々な人権課題について ○ 自己の人権意識を豊かにするために ○ 学校司書の勤務について II ○ 横浜市が目指す学校図書館 ○ 学校図書館の環境整備について ○ 蔵書管理 ○ 個人情報の保護 ○ 学校図書館関連の法律（著作権も含む）
3 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配慮を要する児童・生徒への指導 ○ 個別支援学級の理解 ○ 学校司書の勤務について III ○ 子どもと読書について ○ 本の紹介，読書活動の取組事例紹介 ○ レファレンスの基本 ○ 発達段階に応じた読書記録カードの作成
4 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傾聴とコーチング ○ 事故が発生した場合の対応等，演習 ○ 児童生徒理解・保護者理解 ○ 司書教諭との連携 ○ 学級担任・教科担任との連携 ○ ボランティアとの連携 ○ 他機関との連携 ○ 市立図書館との連携 ○ 学校司書アクションプラン立案 ○ 近隣校ネットワークづくり

◇平成 25 年度 学校司書研修・配置校担当者会

	内 容
1 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校司書配置校担当者会①（司書教諭との合同研修） <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校司書と司書教諭の業務分担 ・ 学校図書館を活用した授業の実施 ・ 学校司書と司書教諭との打ち合わせ内容 ・ 学級担任や教科担任との打ち合わせ内容
2 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区小学校図書館研究会授業研究会（18 区で実施）に参加（年 2 回開催される学校図書館研究会合同研修のうちのいずれか 1 日）
3 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館の環境整備実践編 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校図書館アクションプラン」（各学校司書の図書館環境イメージプラン）による環境整備例を持参してワークショップ ・ 指導講評・講義 ○ 学校図書館を活用した授業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書資料等の集め方・新聞の活用
4 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 方面別（区別）学校司書交流会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校連携司書（公共図書館司書）紹介 ・ ブックトーク講座 ・ 学校支援メニューの紹介 ・ 地域図書館の催しの紹介
5 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館教育指導計画と授業支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館教育ではぐくむ子どもの力 ・ カリキュラムと学校図書館教育 ・ 授業支援の仕方
6 回目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校司書配置校担当者会②（司書教諭との合同研修） <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の成果と課題の振り返り ・ 中間報告書について

※ 堀部委員発表資料（第 4 回会議）の一部を改変・割愛して転載。

島根県

◇平成 25 年度 島根県学校司書等研修

	内 容
1 回目	○ 学校図書館概論，図書資料分類（講義） ○ 利用指導，読書支援，広報活動（講義） ○ 絵本の読み聞かせ（講義・演習） ○ 児童生徒理解（演習）
2 回目	○ 学校司書が支援する学校図書館活用教育の実際（講義・演習） ○ 子どもたちの学びを支援するための資料選定（ブックフェア）
3 回目	○ 子どもの学びを支える学校図書館をつくる（講演）
4 回目	○ 学びにつながる学校図書館（講義・演習・交流会）
5 回目	○ 学校図書館を教育活動に根付かせるために（講義・演習）

※ 槇川委員発表資料（第 4 回会議）の一部を改変・割愛して転載。

(案)

これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務 及びその資質能力の向上方策等について(報告のポイント)

—学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議—

学校図書館の利活用の意義

- 確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要。
- 同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められる。
- これらの活動の充実のため、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の整備を進め、これを活用していくことが重要。

学校図書館担当職員に求められる役割・職務

- 学校図書館の意義を達成するため、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)は、学校教職員の一人として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の各機能の向上のために以下の役割を担っていくことが求められる。

<読書センター機能>

- 学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備
- 学校における読書活動の推進や読む力の育成のための取組等

<学習センター機能>

- 司書教諭や教員との相談を通じた授業のねらいに沿った資料の整備
- 児童生徒に指導的に関わりながら行う各教科等における学習支援

<情報センター機能>

- 図書館資料を活用した児童生徒や教員の情報ニーズへの対応
- 情報活用能力の育成のための授業における支援等



- これらの役割を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる。

学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上方策

- 学校図書館担当職員がこうした役割・職務を担っていくためには、学校図書館の「運営・管理」と児童生徒に対する「教育」との両面にわたる知識・技能を習得することが求められる。

<学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 学校における学校図書館の意義に関すること
- 情報や資料の種類や性質に関すること
- 図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること等

<児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 児童生徒の発達に関すること
- 学校教育の意義や目標に関すること
- 学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること等



- これらの知識・技能の習得には、学校における日常的な取組のみならず、行政において学校図書館担当職員等を対象とした体系的な研修の実施や学校図書館担当職員を支援するための体制構築、役割・職務の周知等を進めていくことが必要不可欠。

学校の教職員をはじめとする学校関係者は、学校図書館担当職員がその資質能力を遺憾なく発揮できるような環境を整えることが求められる。校長は、校務をつかさどる者として、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。

「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究
協力者会議」について

平成25年8月1日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

学校図書館活動の充実を図る上では、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員（以下「学校図書館担当職員」という。）を配置し、当該職員が、司書教諭等と連携しながら、学校図書館に係る活動に取り組んでいくことが有効である。厳しい財政状況の中、学校図書館担当職員を配置する学校が近年一貫して増加していることから、その必要性が強く認識されていることがうかがえ、今後も各自治体において、その配置が増加していくことが見込まれる。

このような状況を踏まえ、有識者等の協力を得て、学校図書館担当職員の役割やその資質の向上に関して関係者が共有できる一定の方針を得るため、学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究を行うこととする。

2 調査研究事項

- (1) 学校図書館担当職員の担うべき役割・業務について
- (2) 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 調査研究の実施に当たっては、別紙の有識者等の協力を得るものとする。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4 実施期間

平成25年8月1日から平成26年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究協力者会議に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する
調査研究協力者会議」委員名簿

牛山	英彦	長野県茅野市教育委員会教育長
海野	早苗	茨城県立水戸第一高等学校係長（図書館担当）
大串	夏身	昭和女子大学人間社会学部特任教授
加藤	容子	岡山県津山市立北陵中学校学校司書
門脇	久美子	島根県松江市立揖屋小学校学校司書
清水	隆彦	東京都荒川区立諏訪台中学校長
杉本	洋	山梨県甲府市立甲運小学校教諭
高橋	知尚	國學院大學久我山中学高等学校教諭
林	修	東京都立千早高等学校長
平久江	祐司	筑波大学図書館情報メディア系教授
○堀川	照代	青山学院女子短期大学教授
堀部	尚久	横浜市立並木中央小学校長
榎川	亨	島根県教育庁義務教育課指導主事
真鍋	雅子	香川県高松市立前田小学校、同立香南中学校学校図書館指導員
村山	正子	相模原市立鵜野森中学校教諭
吉田	小百合	岐阜県各務原市立緑陽中学校学校図書館職員
米澤	久美子	東京都立府中東高等学校係長（学校図書館担当）

計 17 名（50 音順）

（○：座長）

（職名は平成 25 年 8 月 1 日現在）

○会議の開催状況

日 程	内 容
<p>【第1回】 H25.8.9(金)</p>	<p>○座長の選任について ○学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上について</p>
<p>【第2回】 H25.8.27(火)</p>	<p>○学校図書館担当職員の担うべき役割・業務について ・委員によるプレゼンテーション 加藤容子委員 門脇久美子委員 真鍋雅子委員 吉田小百合委員 米澤久美子委員</p>
<p>【第3回】 H25.9.28(土)</p>	<p>○学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について</p>
<p>【第4回】 H25.10.27(日)</p>	<p>○学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について ○学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について ・委員によるプレゼンテーション 清水隆彦委員 堀部尚久委員 楨川亨委員</p>
<p>【第5回】 H25.11.4(月)</p>	<p>○学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について ○学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について</p>
<p>【第6回】 H25.12.1(日)</p>	<p>○学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について ○学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について</p>
<p>【第7回】 H26.2.2(日)</p>	<p>○学校図書館担当職員の担うべき役割・職務について ○学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策について</p>

○学校図書館法令

○学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

- 2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

○学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成九年政令第百八十九号）

内閣は、学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）附則第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

学校図書館法附則第二項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を三百で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）とを合計した数）が十一以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○学校図書館担当職員に関するデータ

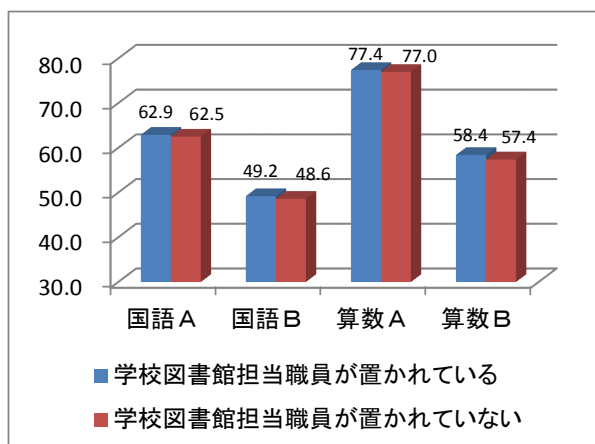
◇学校図書館担当職員の配置状況

	小学校	中学校	高等学校
国立	52.7%(39校)	53.4%(39校)	82.4%(14校)
	← 51.4%(39校)	← 44.0%(33校)	← 66.7%(12校)
	← 52.1%(38校)	← 48.7%(37校)	← 81.3%(13校)
	← 46.6%(34校)	← 36.8%(28校)	← 86.7%(13校)
公立	47.9%(9,917校)	47.6%(4,622校)	71.0%(2,558校)
	← 44.8%(9,498校)	← 45.2%(4,442校)	← 73.3%(2,698校)
	← 38.2%(8,227校)	← 37.8%(3,742校)	← 74.2%(2,789校)
	← 35.6%(7,786校)	← 35.4%(3,545校)	← 73.4%(2,820校)
私立	38.0%(81校)	56.3%(395校)	59.0%(815校)
	← 36.4%(76校)	← 60.7%(438校)	← 58.9%(818校)
	← 38.1%(75校)	← 58.6%(409校)	← 62.1%(823校)
	← 38.5%(75校)	← 61.5%(428校)	← 62.9%(830校)
合計	47.8% ← 44.8%	48.2% ← 46.2%	67.7% ← 69.4%
	← 38.2% ← 35.7%	← 39.2% ← 37.1%	← 71.1% ← 70.8%

※各欄は H24 ← H22 ← H20 ← H19 の値

◇平成25年度全国学力・学習状況調査の結果から見た学力と学校図書館担当職員の配置の関係

小学校



中学校

